定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月二十八日

神奈川県大和市鶴間二丁目一一番二四号

松和電子システム株式会社

代表取締役　武田　功成

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月二十八日

大阪府吹田市江坂町三丁目三番一号

株式会社紙谷工務店

代表取締役　紙谷　繁夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である関口陽平が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年三月二十八日

東京都墨田区太平四丁目一番三号

アルファ・プロパティーズ・インク

日本における代表者　関口　陽平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である王玉潔が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年三月二十八日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目四番一四号

The Goldman and Mitsui Investment Group Inc.

日本における代表者　王　玉　潔

限定承認公告

本籍東京都墨田区両国四丁目八番、最後の住所東京都墨田区両国四丁目八番八号

被相続人　亡　岡　克巳

右被相続人は平成二十三年十一月九日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二―六〇九号

限定承認者小野千代雄

代理人弁護士　石田　憲司

限定承認公告

本籍東京都台東区入谷二丁目二六番地、最後の住所東京都西東京市田無町六丁目九番一〇号

被相続人　亡　藤田　要一

右被相続人は平成二十四年六月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

東京都西東京市田無町五丁目一一番一三―一四〇三号

限定承認者　藤田　一雄

限定承認公告

本籍鹿児島県霧島市横川町下ノ二〇〇番地、最後の住所東京都練馬区豊玉北一丁目一二番一二―二〇一

被相続人　亡　地頭方勝人

右被相続人は平成二十五年一月一日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

神奈川県相模原市南区鵜野森二―二二―九

相続財産管理人　地頭方セツ子

限定承認公告

本籍新潟県長岡市西神田町二丁目八番地二、最後の住所新潟県長岡市東栄三丁目五番三号

被相続人　亡　樋浦建一郎

右被相続人は平成二十五年二月二日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十五日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

新潟県長岡市大口一五八五番地一

相続財産管理人　髙橋　京子

限定承認公告

本籍福井県大野市下据第二〇号五五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　室谷　一男

右被相続人は平成二十四年十二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十三日福井家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

福井県大野市下据第二〇号五五番地

限定承認者　室谷恵美子

福井県福井市宝永四丁目一番一号

右代理人弁護士　野坂　佳生

限定承認公告

本籍奈良県生駒郡安堵町大字岡崎五七六番地、最後の住所奈良県生駒郡安堵町大字岡崎五七六番地

被相続人　亡　近藤　妙子

右被相続人は平成二十四年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十一日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

奈良県生駒郡安堵町大字岡崎五七六番地

限定承認者　近藤　晃一

限定承認公告

本籍高知県土佐市西鴨地四五三番地二、最後の住所高知県土佐市西鴨地四五〇番地三

被相続人　亡　廣瀬　幸俊

右被相続人は平成二十四年十月三日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十二日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

高知県四万十市中村弥生町五四番地一

限定承認者　廣瀬　真吾

限定承認公告

本籍佐賀県唐津市肥前町入野甲一九四七番地、最後の住所佐賀県唐津市肥前町入野甲一九四七番地二

被相続人　亡　井上　俊男

右被相続人は平成二十四年十一月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十四日佐賀家庭裁判所唐津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

佐賀県唐津市肥前町入野甲二一〇九番地七

相続財産管理人　伊積三重子

限定承認公告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町牧之内三四八七番地、最後の住所大分県大分市西鶴崎三丁目一番四号（栄荘）

被相続人　亡　中村　重治

右被相続人は平成二十四年十二月七日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十八日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十八日

鹿児島県南九州市頴娃町郡一〇六六三番地

限定承認者　西村百合子

訂正公告

平成二十五年三月二十五日（号外第六十号）掲載の相続財産管理人弁護士丸山哲に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相続人　亡　瀧澤　道夫」とあるは、「被相続人　亡　瀧澤　道夫」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年三月二十八日

扱　店

お知らせ

第百八十二回国会会議録は、本日発行の参議院会議録索引をもって、次のとおり終了いたしました。

平成二十五年三月二十八日

独立行政法人国立印刷局

衆議院会議録

第一号から第三号まで

追　録

索　引

参議院会議録

第一号から第二号まで

追　録

索　引

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十八日付第六四号一府調達第五七号一六ページ

日付（第一八二回）参会索引四ページ

二八ページ●同日付第六五号一二八ページ●同日付政●二月二十六日付衆会第七号一二ページ●三月二十八

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）